

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 公金の徴収の事務を委託した件 一九七
  - 道路の供用を開始する件 一九七
  - 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件二件 一九七
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件 一九八
  - 落札者を決定した件 一九八
  - 随意契約の相手方を決定した件 一九八

## 告 示

### 福島県告示第二百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和元年八月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島ロボットテストフィールドの使用料の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構  
福島県福島市中町一番十九号
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで  
(産業創出課ロボット産業推進室)

### 福島県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年八月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道須賀川二本松線	須賀川市滑川字中町六五八番地先から 同 市滑川字北町三四番一地先まで	令和元年八月三〇日

(道路計画課)

### 福島県告示第二百四十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、いわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
令和元年八月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 いわき都市計画道路
  - 2 名称 三・五・一二八号久之浜港線  
三・六・一七四号豊間四倉線  
三・四・一一一号勿来小浜線
- 二 都市計画の変更を定めた土地の区域
  - 1 新たに都市計画に含まれた土地の区域  
いわき市のうち、久之浜町久之浜字立の一部の区域、平豊間字船附の一部の区域、平薄磯字宿崎の一部の区域並びに小浜町台及び小浜町渚の各一部の区域
  - 2 都市計画から除外された土地の区域  
いわき市のうち、平豊間字塩屋町及び字船附の各一部の区域、平薄磯字宿崎、字小塚及び字北ノ作の各一部の区域、平沼ノ内字浜街の一部の区域、岩間町輪山及び岩間町岩下の各一部の区域並びに小浜町台及び小浜町渚の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査

課

**福島県告示第二百四十四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、いわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
令和元年八月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（都市計画課）

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 いわき都市計画緑地
  - 2 名称 九号豊間防災緑地
- 二 都市計画の変更を定めた土地の区域  
都市計画から除外された土地の区域
- 三 いわき市のうち、平豊間字兎渡路及び字合磯の各一部の区域  
縦覧に供する図書
- 四 縦覧図、計画図及び計画書の写し  
縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

**公 告**

**公告第 8 8 号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県漁業調査指導船建造 0101 工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 274 条の 3 第 1 項の規定により公告する。

令和元年 8 月 30 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 福島県漁業調査指導船建造 0101 工事
- (2) 調達をする件名及び数量 漁業調査指導船 一式
- (3) 工事概要

- ア 船種 第三種漁船
- イ 航行区域 A 1 水域及び A 2 水域
- ウ 船質 建造仕様書による。
- エ 船型 滑走型又は半滑走型の高速艇
- オ 全長 約 26.40m
- カ 幅（型） 4.60m
- キ 深さ（型） 2.00m
- ク 計画喫水（型） 0.80m
- ケ 計画総トン数 約 36トン
- コ 航海速力 15ノット以上
- サ 最大搭載人員 7 名
- シ その他 入札説明書及び建造仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (4) 納入期限 令和 3 年 3 月 31 日（水）
- (5) 納入場所 福島県相馬市松川浦漁港

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要

な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 平成21年7月1日から令和元年8月31日までの間において、船質がアルミ軽合金製であり、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条に規定する総トン数が30トン以上の漁業調査指導船、漁業取締船、巡視艇又は警備艇等の官公庁船を建造した実績を有する者であること。
- (5) 建造船舶の溶接工事を全て屋内で施工できる施設を有する者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、入札説明書に定める技術審査資料を添付して、令和元年9月24日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、令和元年9月24日（火）午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県農林水産部農林水産総室農林総務課

電話024-521-7394

### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年8月30日（金）から同年9月24日（火）まで（土曜日、日曜日、同月16日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

### 5 入札説明書等の配布等

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
- (3) 入札説明書等の郵送による配布は行わない。

### 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和元年10月11日（金）午後1時15分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、一般書留又は簡易書留により行うものとし、令和元年10月10日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 10 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その

者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。  
なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

#### 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書等による。

#### 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured: Fisheries Research Vessel 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:15 p.m., 11 October 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 10 October 2019
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7394

(農林総務課)

### 公告第 8 9 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 274 条の 11 第 1 項の規定により公告する。

令和元年 8 月 30 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン（福島県警察用） 706 台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年 8 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目 3 番 4 号
- 5 落札金額  
55,604,560 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日  
令和元年 6 月 11 日

(入札用度課)

### 公告第 9 0 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 274 条の 11 第 1 項の規定により公告する。

令和元年 8 月 30 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス剤（オセルタミビルリン酸カプセル）商品名 タミフルカプセル 75 100カプセル（P T P） 備蓄用 5,480 箱（54,800 人分）

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年7月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
103,259,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)